# 〇農林水産省令第二十八号

農地中間管理事業の推進に関する法律等の一 部を改正する法律 (令和) 元年法律第十二号) 及び農地中 間

理事 業の推進 に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 ( 令和) 元年政令

第百二号) の施行に伴い、 並びに関係法令の規定に基づき、 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を

改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和元年九月十一日

農林水産大臣 吉川 貴盛

農地中間管理事 · 業 の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係 省令の 整備 に関 する

省令

(農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部改正)

第 条 農地中 間管理事業の推進に関する法律施行規則 (平成二十六年農林水産省令第十五号) *Ø*) 部を次

のように改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分 ( 以 下 「傍線部分」という。)でこれに対応

する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、 る規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がない ものは、 これを加え、 改正後欄に掲げ 改正前

欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分が ないものは、 これを削る。

では、 くに掲げる事項)を記載した書類 である場合には、次に掲げる事項 の他同号の政令で定める者を除く。第十五条にの他同号の政令で定める者を除く。第十五条にの他同号の政令で定める者を除く。第十五条にの地同号の政令で定める者を除く。第十五条にの地同号の政令で定める者を除く。第十五条にが含まれる場合には、次に掲げる事項 (略) 	(本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	した書面の交付により行うものとする。
場合にあっては、〈に掲ける事項〉を記載した書 イ〜ニ (略)  ボ 賃借権の設定等を受ける者が法第十八条第二項 て同じ。)である場合には、次に掲げる事項 て同じ。)である場合には、次に掲げる事項 に規定する独立行政法人を除く。第十八条第二項 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号) 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号) に規定する独立行政法人を除く。第十八条第四 に規定する独立行政法人を除く。第一八条第四 三〜五 (略)	(農用地利用配分計画の作成等) (農用地利用配分計画の作成等) (農用地利用配分計画の作成等)	した書面の交付により行うものとする。

五掲 賃借 に掲げる事項 げる土地に該当する場合には、 権 0 設 定 を記載した書類及び 等を受ける土 一地が 農地法施行規則第五十 法 同規則第五十七条の 第 + 条第 Ŧī 項 第 六 兀 七 号 第一 条の イに

新

設

七 賃借 げる土地に該当する場合には、 掲げる書 権の設定 等を受ける土地が 農業振興地 法第十八 条第 域 0) Ŧī. 整備に 項 第六 関 号 するに

新

面第 法 律 ·施行規 項に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に 則 ( 昭 和 四十四 年農林省令第四 十 -五号) 第三 掲 一十四条

八

3 れぞれ当該各号に げる場合には、 前 項の 規定にかかわらず、 に定める書類の添付を省略することができる。同項の農用地利用配分計画にその旨を記載してそいかかわらず、農地中間管理機構は、次の各号に掲

定等を行おうとする場合であってその者に係る前めるところにより賃借権の設定等を受けた者に再 配 分計画 五号に掲げる書類の内容に変更がな 法第十八条第 (当該 (農地中間管理機構が定めたものに)(七項の規定による公告があった他) とき 当該書類 刑項第二号又は 円度賃借権の記し限る。)の京 は設定用

# 意見 聴 取 の方法)

第 + 方 法 取 は より 法第  $\Box$ 行うも 頭 十八 書 Ō 面又はイン 条第三 とする。 項 0 タ 規 定 ネ に よる利力 ット を利用 害 |関係人 する方法そ から 0 意見 0 他  $\mathcal{O}$ 0

# 通 知等 の方法

第 うとする農用地利用配分計 可をした年月日を記載した通知書に同項の規定による公告十五条 法第十八条第七項の規定による通知は、同条第一 画 [を添 付 してするものとする。 を 項 Ū  $\mathcal{O}$ ょ 認

3 れぞれ当該各号にける場合には、同 ぞれ当該各号に定める書類の添付を省略することができる。る場合には、同項の農用地利用配分計画にその旨を記載して前項の規定にかかわらず、農地中間管理機構は、次の各号に 次の各号に 載してそ

配分計画 第五号に 定等を行おうとする場合であってその者に係る前 めるところにより賃借権の設定等を受けた者 法第十 略) 掲げる書類の内容に変更がないとき 八 (当該農地中間管理機構が定めたものに八条第五項の規定による公告があった他 i に 再 当該 即項第二号又は中度賃借権の設に限る。)の定他の農用地利用 書類

## 公 告 0 方 法

第 十三 可 適 V 切 0 な 申 条 方法により 請があっ 都 法第十 道 足府県の た旨及び当 八 、条第三 行 公 うもの 報 0 項 掲載、 該 とする。  $\mathcal{O}$ 申請 規定 に係る農用 による イ タ 公告 ] ネ ツ 地 は、 1 利 用 0 同 利 配分計画に 条 第 用 その 項 他 0 0  $\mathcal{O}$ 

# 知 等の 方

第 うとする農用 可十 をした年月日を記載した通知書に同項の規定による公告をし五条 法第十八条第五項の規定による通知は、同条第一項の 五通 地利用配分計 画を添付してするものとする。 よ認

(農用地等の利用状況の報告) (農用地等の利用状況の報告)	(農用地の利用の促進を行う者の基準)   (農用地の利用の促進を行う者の基準)	て準用する。  2 第十三条の規定は、法第十八条第七項の規定による公告につい
(農用地等の利用状況の報告) (農用地等の利用状況の報告)	新設	て準用する。

(農業者等による協議の場の設置の方法等)	「この他の軽微な業務   「その他の軽微な業務」   「その他の軽微な業務」   「この他の軽微な業務は、次に掲げるものとする。   「の口業務   「の口業務   「の口業務   「で口業務   「で口業務   「で口業務   「で口業務   「で口業務   「でします。」   「でします。   「でします。 」 「でします。   「でします。   「でします。   「でします。   「でします。   「でします。   「でします。 」 「でします。   「でします。 」 「でします。   「でしまます。   「でしまます。   「でしまます。   「でしまます。   「でしまます。   「でしまます。   「でしまます。   「でしまます。   「でしまます。   「で	面の修繕とする。 「「一大学」は第二十条」は第二十二条第二項第一号の農林水産省令で定める軽微(法第二条第三項第三号に掲げる業務のうち軽微なもの)	第十八条・第十九条(略)	る。
(農業者等による協議の場の設置の方法等)	(新設)	(新設)	第十七条・第十八条(略)	四 第一号の者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地等の周辺 第一号の者が法人である場合には、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事 る役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況 まずる者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況 なければならない。

2~4 (略) て行うものとする。 て行うものとする。 定期的に、幅広く農業者その他の当該区域の関係者の参加を求め 常二十二条 法第二十六条第一項の規定による協議の場の設置は、